

令和元年度第2回秋田県環境影響評価審査会議事録

1. 日 時 令和元年8月30日（金）午前10時から
2. 場 所 秋田地方総合庁舎 5階 総502・503会議室
3. 出席委員 及川洋委員（会長）、菊地英治委員、土田鐘子委員、成田憲二委員、増田周平委員
4. 議 事 諮問第2号
（仮称）能代・三種・男鹿沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書について
5. 議事の概要 知事より諮問された案件について審議し、その結果を知事に答申することとした。

委 員	資料では9.5MWと12MWの2つの機種を記載しているが、どちらか2つだけではなく、中間の出力の機種を採用することはないと考えてよいか。
事業者	現状では、その2機種を検討している。中間の出力については検討していない。
委 員	工事期間について未定となっているが、特にこの時期に工事を実施したいといった、具体的な計画はないのか。
事業者	具体的な工事計画については、洋上新法の進捗状況にもよるため、熟度が高まっていない状況である。
委 員	事業の目的において毎回気になるが、国産の再生可能エネルギーという記載があるが、これは何か意味があるのか。いつも疑問に思うが、この事業において国産のエネルギーというのは、何か意味のある言葉なのか。
事業者	国産の再生可能エネルギーという記載は、エネルギーの安定供給という観点から、例えば風力発電では、他国に頼ることなくエネルギーを供給することができ、安定供給に繋がるという趣旨である。
委 員	秋田で実施する事業であるため、国産というよりも「秋田産の電気を供給することによって」という文章にはならないのか。秋田産の電力を日本全国に供給することが、秋田で実施する事業の目的であるという書き方はできないのか。

事業者 そのような記載ができるか検討する。

委員 毎回どの事業に対しても質問しているが、地域貢献、地域との共存について、現時点では具体的にどのように考えているのか。

事業者 まだ検討を進めている段階であり、一般論にはなるが、雇用創出であったり、観光面での貢献などを想定している。

委員 この風力発電機のメーカーは外国のため、国産のエネルギーとはならないと思うが、いかがか。

事業者 記載に関する指摘ということか。

委員 要するに「国産の」という言葉を使わない方がよいのではないか。使うのであれば、「秋田産のエネルギーを」という記載がよいのではないか。

事業者 今後検討する。

委員 環境影響とは直接関係ないかと思うが、秋田で実施する事業であれば国産のエネルギーというよりも、秋田産の電気を供給することが秋田で事業をする目的だと記載する方が、審査会としては理解しやすい。

事業者 そのような記載ができるか、今後検討する。

委員 地域との共存を目指すとはあるが、具体的にどういうことか。

事業者 地域の方を雇用したり、また漁業とも共存し、よりよい方向に発展できるかどうかという内容を想定している。具体的なものは現時点では示せないが、地元業者とも協議しながら、いかに事業を通して地元へ貢献できるか、地元の産業などを邪魔しない形で事業を実施したいと考えている。

委員 地元の方が、そんな大きなものを目の前に作られたら嫌だと言った場合、どのように共存するのか。そんな風車は作らないで欲しいと地元の方が言った場合、共存は難しいのではないか。そうなった場合、事業の撤退もあり得ると、この文章から解釈してよいのか。

事業者 漁業の他に景観面でも大きく変わると考えている。景観に対する考え方は、大きいものが嫌な方もいれば、いい方面で捉える方もいると認識している。いろんな意見があると思うが、風車のある景観として認識してもらうことで、共存を図りたいと考えている。

委員 風車があった方が何となくいいという方もいるかもしれないが、大半が嫌だという意見の場合、とても共存はできないとなった場合はどうするのか。

事業者 そうならないように、地域の方に納得してもらえるようにメリット・デメリットを説明し、嫌だという気持ちがプラスになる策を示したい。

委員 住民の方に説明を尽くし、納得するような事業をして欲しいというのが審査会の希望である。

事業者 反対が大半の状況で事業を開始できるとは考えていない。そこは真摯に対応したいと考えている。

委員 これだけの大きな機種を 50 基も作るとなると、概算でこれくらいかかるという試算は行っているのか。

事業者 海外の洋上風力発電事業において、実際に 9.5MW クラスの機種を自社運営しようとしている事例があるため、ある程度のコストは把握している。実際の海底の地形の状況次第では、かなりの金額を占める基礎構造物のコストが変わってくるため、それらを調査し、問題があるか見ていきたいと考えている。

委員 海底地盤調査をした結果、コストがかかり過ぎ、自社資金や銀行が貸してくれる資金ではとてもまかなえないとなった場合、この事業は一旦据え置きという可能性もあるのか。

事業者 この海域は、あくまで国主導で国や県が構成員となる協議会が今後開催され、その中で地元の合意形成を図り、事業をやれるかどうか勘案した上で、公募が行われると認識している。我々ができないと思っても、できると思う事業者もいるかもしれない。コストが高すぎるために、長期安定的に事業を営んでいける目処が立たない場合は、当然事業は断念することになる。

委員 公募に応募して指名され、詳細設計した結果、とんでもないコストであることが判明し、事業を実施できなくなる可能性もあるのか。

事業者 そうならないように、現在、漁業組合の了解、協力を得て、海底の地質調査を実際に行っている。公募の際には、独自に国も海域調査を実施し、公募の後に大きく事業性が左右されることがないように準備が進められているため、おそらくそのようなことにはならないと思っている。

委員 規模がかなり大きく、我々が審査してきた事業と比較すると本当にできるのか、事業実現性の観点から心配したところである。1基あたり12MWの風車は見たこともないし、本当にそんな規模の風車を建設することが可能なのか、資金の計算も行っているのか気になったところである。

事業者 自信を持って、最後まで事業を行う。

委員 次に、この事業実施想定区域の選び方に関して何か発言があれば願います。

委員 事業実施想定区域として、資料中では水深30m以内というのが導入検討委員会で検討された海域となっているが、実際の事業実施想定区域は30mよりも少し深いところまで含まれている。これについて、もう少し説明をお願いします。

事業者 候補海域から少し沖側のところまではみ出ているとの指摘だが、これは共同漁業権のラインに合わせて設定している。今後、洋上新法に基づく促進区域が具体的に指定されるが、現時点での検討区域は候補海域より広めに設定し、調査等を実施してアセス制度に基づいて区域を狭めていくことを検討する前提で、共同漁業権のラインまで境界を設定している状況である。

委員 特に問題がなければ、30mより深い地点に風車を設置することもありうるという回答に聞こえたが、そのような方針でも特に問題ないのか。例えば、促進区域の問題や共同漁業権との整合性が取れるのであれば、30mより深い場合もあり得るという理解でよいのか。

事業者 あり得ると考えている。

委員 そのような場所に設置しても、特に問題ないのか。参考ということだが、設定条件として数字が設定されているものを、あえて逸脱するような計画に見受けられるが。

事業者 促進区域として指定される区域をはみ出することは考えていない。候補海域としては、県が設定している候補海域として線が引かれているが、もしかしたら国が促進区域を指定する段階において広がる可能性を踏まえ、広めに設定している。最終的に促進区域として指定された区域をはみ出すことは考えていない。

委員 もちろん、促進区域は守られると思うが、こちらは検討委員会で検討された候補海域であり、その設定条件はオーバーしても問題ないと理解してよいか。

事業者 30m という水深は、着床式の設置が可能な範囲であり、そこを目安にしたのではないかと考えている。実際 30m より深いところでも着床式の設置は技術的には可能であり、その他の条件が許すようであれば、可能だと考えている。

委員 30m という数字が、どのような拘束力を持った数字かは把握していないが、設定条件が数字としてある以上は、それを尊重して設定するべきではないのか。規模を設定する際には、適切な規模で設定した方がよいと思われる。

別件だが、今回水深 10m までの範囲は風車の設置をしないことを強調していたように思うが、先ほどベルギーの海外事例の紹介のときに、かなり水深が深いところで建設している印象を受けた。資料では、水深が 16m ～ 32m、21m ～ 37m、それから 40m というふうに、比較的深めの深度に設定しているように見受けられる。もちろん、地形の特徴などはあると思うが、この水深の設定の違いはどのような理由で生じているのか。

事業者 水深というよりは、風況や漁業者との関係などを色々勘案した結果、ゾーニングされると認識しており、その場所の水深に合わせて風車を選んでいる。風車の機種などを、条件に合わせて選んでいく流れだと認識している。

委員 ゾーニングの基準は、海外では比較的厳しいのか。例えば、水深はどの

ように決まるのか。近くには作らせたくないという意思表示のようにも感じられるが、そのような理解でよいのか。

事業者 近くに作らせたくないとは、どのような意味か。

委員 海外では水深の深いところ、つまり比較的遠いところに風車が建っていると想像している。沿岸の近い方にはあまり作らせたくない、だからなるべく沖合へ建設するため、これくらい的水深になり、その基礎をどのように作るかという兼ね合いの中で、おおよそ水深が定まると解釈したが、水深はどのように決まるのか。

事業者 技術的に風車を立てられる水深があり、海外、特に欧州では日本と大きく違って遠浅という特徴があるため、洋上風力発電機を設置する場所としては、決して深くはない場所が沖合 20km、30km のところまで広がっている状況である。人が住んでる場所に近ければ近いほど当然環境影響も大きくなり、また漁業者との問題も大きくなる。海外では遠浅という環境のために沖合 20km、30km でも風車を立てる条件をクリアでき、エリアの許容が大きくなる。海外の場合は、色々な問題をクリアするためにより遠くへエリアを設定している。

委員 海外では深さで決めるのではなく、距離で決めていたと思われる。海岸からの距離に制限があり、それ以上近くに建てるなという法律等があるかと思うが、それによって決まっていたと思われる。日本の場合は、より海岸近くまで風車を建てるのが可能となっているため、このような事業実施想定区域になったという認識でよいのか。

事業者 海外の離岸距離に関する制限については、特に把握していない。海外の場合は、国内と全く違って漁業権も特に指定されていない。遠浅の海という環境からか、ベルギーなども国として定めていない。そのような海で洋上風力発電機を建設しているが、これは国の指導に基づいたものであり、事業者から水深を指定したものではない。

委員 水深について何か問題があるということではなく、距離で決まるという認識だったため、確認した次第である。

質問だが、候補海域がずいぶん海側に入っているが、これについてももう一度説明をお願いします。

事業者	事業実施想定区域が、候補海域を超えている、ということか。
委員	内陸側に寄っているという意味である。
事業者	候補海域が、斜線の入っているエリアとなる。
委員	事業実施想定区域は、黒線で囲った部分となるのか。
事業者	そのとおりである。
委員	この黒線の中だけで事業を行うという意味か。この黒線からはみ出すことはないという認識でよいか。
事業者	現時点での想定では、そのとおりである。
委員	発電した電気はどのようにして陸地に送電するのか。
事業者	新たな海底ケーブルを敷設する。
委員	そこも事業実施想定区域とはならないのか。
事業者	発電所としての環境影響評価という認識のため、送電施設は、例えば陸上の風力発電事業の送電線においてもそうだが、一般的には発電所としての評価には含まれないと認識している。
委員	事前に事務局とも議論をしているようだが、陸上の場合と洋上の場合では送電の仕方が違っていて、送電線の区間についても、陸上以上に環境に対してかなりの影響を与えるはずであり、そこはアセスの対象にするべきと考える。事業実施想定区域には、送電線が通る可能性のある部分も含めるべきと考えるが、いかがか。
事業者	国の報告書の中でも、海底ケーブルの敷設範囲は事業実施想定区域に含めるのが望ましいとされており、事業者としてもその内容は認識している。それを踏まえた上で、実際に影響があるのであれば、評価に含むべきと考える。今後、方法書以降で実際に影響があるのかどうか検討した上で、評価に含むべきかを検討する。工事の熟度もまだ高まっていないため、具体的にどのようなものをどの範囲に敷設するのか等も踏まえた上で、評価に

含むべきかを検討したい。

委員

工事の熟度が高まっていないからと言われると、審査会としても困る。熟度を高めたものを提出していただきたい。

海底ケーブルの敷設については、影響がないのであれば、影響がないという予測・評価を実施するべきではないか。必要に応じてではなく、事業実施想定区域に含むべきものと個人的には思うが、いかがか。

事業者

海底ケーブルの敷設範囲を事業実施想定区域に含め、かつ予測・評価を実施するという件についてだが、国の報告書の中では、現段階ではアセスの対象とするのが「望ましい」という記載であり、特に義務を課しているものではないという認識である。ただし、今後、方法書以降の手続きで対象事業実施区域を定めてアセス手続きを進める際に、対象事業実施区域を一定以上広げざるを得なくなった場合、方法書からやり直しとなってしまう。そうならないように、今後、海底ケーブルの敷設による影響も適切に検討した上で、区域に反映し、方法書に示したいと考えている。

委員

区域が重複している他事業においては、海底ケーブルを陸揚げする際の、陸上植物への影響まで調べていたと記憶している。そうしなければ、地元の方は納得しないのではないか。この事業の品質を高めるためには、そこまでやる必要があるのではないか。海底ケーブルの敷設はもちろん、それが陸上に上がった際、動植物への影響が懸念される。調査した結果、影響はないとなれば、それはそれで結構だと思うので、検討をお願いする。

事業者

陸上の植物については計画段階配慮事項としては選定していないが、今後どのような扱いをするか、海底ケーブル次第で変わる可能性があるため、事務局とも相談しながら適切に検討する。

委員

海域の生態系については、予測手法が確立されていないという理由から非選定となっているが、影響を調べる手法はないのか。

事業者

陸上だと他事例や、経産省の手引きで大まかな手法、指針が示されており、生態系について調査・予測・評価を行うことは可能である。一方、海域では、経産省の手引きにおいて、同じく予測手法がないという理由で、予測・評価の対象としないとされている。

これが前提となるが、生態系に対しても何らかの影響があるだろうと事業者としても認識している。実際に調査・予測・評価の手法を検討するの

は方法書の段階となるが、それまでに何か適切な手法などが公表された場合には、それを参考に予測・評価を行う。

委員 海外の事例では、どのようにしているのか。

事業者 海外において、海域の生態系に対して具体的にどのように予測・評価しているかは把握していない。

委員 御社のように海外で事業を展開しており、かなり資力のある会社であれば、海域の生態系の調査手法を確立するための調査や、データの積み上げなどの対応はできるのではないかと。

事業者 会社として、独自にという意味か。

委員 予測手法が確立されるような調査を行うことは可能か。他の事業者も同じように調査をしていけば、データが集まってくると思うが。

事業者 1 事業者として、調査手法の参考となるデータを積み上げていくのは、現時点では難しいと考える。今後、洋上風力発電事業がさらに展開されることが想定されるが、それに伴い新たな知見が積み上げられ、海域の生態系に対する予測手法についても、指針などが出来上がってくると現時点では考えている。

委員 他事業者においても、同様に海域の生態系への予測手法が確立されていないことを理由として選定しないとなると、大きな問題ではないかと感じた。現段階で考えられる範囲の検討をしていただきたい。

事業者 海域の生態系については、全く無視する訳ではなく、他には重要な種として様々な種への調査・予測・評価を行うため、その中で可能な範囲で生態系についても触れていきたいと考えている。詳細については、方法書以降で検討する。

委員 海外で複数の洋上風力発電事業を行っているようだが、欧州であれば、当然日本よりも厳しいルール、法律の下で事業を行っていると思われる。海域の生態系への影響についても、当然調べていると思われる。御存知ないの話だったが、会社としてはどこかにデータを持っていると思われる。日本の法律では、海域の生態系への影響について予測・評価しなくてもよ

いとなっているが、重要なことなので、海外での研究事例や、事業例も踏まえて検討していただきたい。

委員 工事中の水の濁りが選定されていないが、これはどうしてか。

事業者 工事の熟度が低いというのが理由だが、配慮書段階では特に想定していない。今後、方法書において水の濁りについても扱うかどうか検討し、示していきたい。

委員 どうして方法書まで待たなければいけないのか。水の濁りは当初から想定されるため、配慮書の段階で「マル」を入れるのが当たり前のような気がする。法律的にステップのようなものがあるのか。

このような事業を行う場合、事業にもよるが企画、発想し、基本構想を立て、その基本構想は完成時の性能や品質、色々なものを構想段階で決め、後は基本設計・詳細設計を行い、決定したことに対して細かく設計していくのが一般的かと思う。何をどうするか、どういう品質のものを作るか、どんな調査が必要か、この時点で本来は決まっているはずだと思われる。ところが、そこが全然決まっていない。

方法書では、最終的なものを見せていただきたい。

事業者 全て決まったものは難しいと思うが、方法書段階では、工事計画や、データ等を含んだものを示したい。

委員 配慮書では、陸域の植物について、計画段階配慮事項として選定していない。これは、陸域の改変は行わないため非選定となっているが、送電線が陸地に入るため、おそらく陸地の改変が想定される。そうすると、その評価をしていただきたい。

事業者 風力発電所は、海底ケーブルから始まり、陸域に上がって変電所へ接続されるが、本来、風力発電所から送電する部分と、変電所の部分は別事業だと認識しており、配慮書では考慮していない。ただ、環境省の報告書などもあるため、今後どういう扱いをしていくかしっかり検討し、方法書で示したい。

委員 非選定の項目が多すぎる感じがするため、再度、検討いただきたい。

委員 この海域は複数の事業者が事業を予定しており、既に一部の事業では環

境アセスの手続きが途中まで進んでいるようだが、例えば、方法書まで終わっている事業については、そのデータが世の中に既に公開されている。配慮書の検討結果も、同様に公開されている。何を伝えたいかという、同じ海域で同じような項目を調査するのであれば、後から加えて調査をすれば、当然、今までの蓄積と併せて評価をした方がアセスの精度としては高まると思われるが、そのようなことは可能なのか。おそらく、ただ時期が違うだけで、他の事業者が似たような項目を調査しているはずである。既に他の事業者がやった調査結果が配慮書として世の中に公開されているのであれば、今回、この配慮書の調査を実施する段階でそれら調査結果と併せて評価をした方が、正確な評価が可能になるのではないか。後出しジャンケンのようなところがあるかもしれないが、その方が合理的ではあると感じる。もし、そのようなことが可能であれば、当然、アセスとしては高度なものになるはずである。

事務局 同じような海域で同じような調査をやっているのであれば、それを使用すればいいという趣旨かと思うが、図書の縦覧期間中は誰でも閲覧することが可能だが、縦覧期間の終了後は会社の財産となり、情報が外に出ない状況となるため、各事業者がそれぞれ独自に調査している状況である。ただ、このアセス図書を誰でも見れる状況にしたいという思いが国でもあり、各事業者へお願いをしているところである。しかし、企業秘密のような側面もあり、連携がうまくいっていないのが現状である。

委員 今回は法律制定のタイミングで、1つの海域に複数の事業者が入るといってかなり特殊な事例かと思うが、だからこそその問題点と言うか、逆にチャンスという部分があるのではと感じた。

委員 確かに悩ましいことで、膨大なデータがあるかと思うが、各企業の企業秘密扱いとなっているため、他人が見て参考にはできないのが現実のようである。

動物にしろ、植物にしろ、景観にしろ、影響が出る可能性があるという記述がある。ただし、適切な影響予測、環境保全の検討を行うことにより、それは回避または低減できると、全てそのような文章となっている。この根拠は何か。

事業者 現時点では、どの程度の影響が生じるかを予測することはできない。影響が小さいかもしれないし、大きい可能性もある。今後、影響があるようであれば、回避するというのが基本姿勢である。事業者も、可能な範囲内

で努めて環境への影響を回避または低減していくのが環境影響評価の目的であると認識しているため、このような書き方としてる。場合によっては、計画段階からそもそも影響が回避または低減できないという可能性もありうる。

評価基準については、「重大な影響がない」、「重大な影響が生じる可能性がある」、「重大な影響がある」という3つの考え方を基本に配慮書の表を取りまとめているが、今回は「重大な影響が生じる可能性がある」に該当するものが多い結果となっている。事業実施想定区域と重ならない海域の植物、藻場については「重大な影響がない」という書き方としている。今回は「重大な影響がある」に該当する項目はなかった。

委員 例えば景観について、「風力発電機に対して圧迫感を感じる等の影響が生じる可能性がある。」と資料に記載されている。多分、圧迫感は出てくると思われる。そんな大きいものが目の前に建設されれば、絶対に出てくると思われる。

ところが、環境保全措置の検討を行うことによって、それは回避または低減できる可能性が高いと評価しているが、具体的にどういった検討をするのか。

事業者 具体的な内容は、今後、色々な知見を踏まえて検討するが、1つには、風車の距離を離すと当然、見え方は小さくなり、それは低減という扱いとなる。ただ、環境への感じ方は人それぞれのため、これが効果的だという保全措置は、現時点では検討できていない。

委員 海外での実績もあれば、国内でも実績があるようだ。事例を多数持っていると思われるが、今更検討しますというレベルではないのではないか。

事業者 ゼロからではなく、今までの経験を踏まえ、当然場所により人も違えば状況も違うため、細かい部分を検討すべきものと考えている。この場所で行うことができる環境保全措置を検討していくという意味である。

委員 文章としては、環境保全措置を行うことによって、回避または低減できるというのが、正しい記載ではないのか。検討により回避できるものではないと思うが。

事業者 今後、改める。

委員 関係市町村長の意見の中で、他社との複合的影響について配慮して欲しい、または検討して欲しいといった意見があった。おそらく、可能な範囲で配慮するかと思うが、手続きのスケジュールを見ると、既に準備書段階に進んでいる事業もあるかと思うが、どのタイミングで調査するのか。御社が事業に着手する前に、他社との累積的影響を調べるに当たって、他事業がどんどん進んでいく中で、調査するタイミングによって影響が変わってくるのではないか。

事業者 現況については既に分かっており、現時点での影響か、既設の影響か、ということになる。例えば、騒音や風車の影などは、そのまま現況を調査した結果が、累積的影響を把握するための結果そのものとなる。これから建設されるものについては、他事業者と検討中である。実際に風車の配置などが確定するのは、おそらく準備書や評価書など、かなり後の段階になる。可能な範囲で情報を把握し、累積的影響の検討を行うが、そもそも他事業者が事業内容を教えるとは限らないため、現時点では可能な範囲でという回答になる。

委員 これから建設される予定の風車については、今の時点では情報の問題などがあり、予測・評価できるか分からないということか。

事業者 そのとおりである。

委員 基数や配置は、準備書や評価書段階まで進まないと分からないとのことだが、これは大問題である。審査会は、評価書段階では審査することができないため、遅くとも準備書までには動かないものを示してもらわないと、再審査ということにならざるを得ないと思われる。

事業者 全く示せないことはないと思っている。

委員 全くではなく、ほぼ動かないものを提出していただきたい。

事業者 はい。

委員 基数は何基で、機種はこれで、その条件下での調査・予測・評価した結果に対して我々は審査をしている。基数も決まっていない、配置も全然決まっていない、評価書に記載すると言われても困る。審査会の言うことには、聞く耳を持たないことになりかねない。

事業者 事業者としても、漠然としたものを準備書段階で提出することはあり得ないと考えている。限りなく熟度が高まったものを提出する予定である。もし、風車を移動する可能性があれば、法に則り、影響が最大となる場合を想定して予測・評価結果を示していく。準備書の時点で全く配置が決まっていない、影響もあくまで想定、というものを提出することは考えていない。意味のあるものを示す予定である。

委員 よろしく願います。
なるべく方法書の段階辺りから、配置や機種が動かない内容であれば助かる。

事業者 検討する。

委員 景観について、特に八峰町からだど男鹿半島が見える視線上に風車が建つことになる。男鹿半島は景色がよいため、その目の前に風車が建ってしまうと景観がかなり悪くなる懸念がある。今の段階から地元の人とよく話をし、本当に大丈夫なのか、地元と合意の上で事業を進めていただきたい。それから、9.5MW と 12MW の機種を想定しているが、12MW だと最大 50 基ではなく 40 数基になるのか。

事業者 45 基程度である。

委員 海面上に約 50 本風車が建つと目立つと思うため、しっかり地元と意義ある意見交換をしていただきたい。

大潟村からも、景観上はそれなりに目立つ場所、見える位置に風車が建設されると思われる。大潟村から北西の方向を見ると風車が見えると思われるため、大潟村からの意見も聞く必要があると思われる。

事業者 八峰町からの景観については、事前に協議をしており、景観について配慮するよう言われている。今後、方法書以降の段階で調査地点を八峰町にも設定し、しっかりと調査を行っていく予定である。

大潟村へも説明を行っており、現時点では大潟村には主要な眺望点はないという説明を行っている。大潟村からは、地形的な理由から村の景観への影響は小さいだろうとの意見をいただいているが、今後、方法書の作成にあたり、主要な眺望点の他に日常的な観点からの眺望点も選定するため、しっかり配慮していきたいと考えている。

委員 太陽が日本海に沈む景色は、ものすごい景観資源である。わざわざそれを見に来る人もいるということは、観光資源にもなっていると言える。この事業実施想定区域は景観資源そのものである。陸地からこれを通して太陽が沈むのを見るため、太陽が風車によって遮られることになる。この事業そのものが、もう既に景観資源を改変していると解釈するが、資料を見ると景観資源及び主要な眺望点は改変されないことになっている。これは嘘になるのではないか。

事業者 資料の記載については、見える眺望、景観と認識している。例えば砂浜が眺望点の場合は、そこから見える景観には、もちろん夕日も含まれる。眺望、景観については、風車の見え方の影響の大きいところで釜谷浜海水浴場と宮沢海水浴場を想定しているが、そこでの影響について今後、配慮していきたいと考えている。

委員 男鹿市長からの意見にもあったとおり、安田海岸から見る景色は男鹿市からすれば重要な観光資源であり、景観資源でもあると思われる。モニター写真を作成し、その結果によっては事業の実施について考えてほしいという意見だと解釈したが、いかがか。

事業者 手続きを進める際には地域の合意を大前提としており、合意してもらえるように丁寧に説明をし、理解してもらえるように事業を進めていきたいと考えている。

委員 説明されても嫌だと言われた場合は、どうするのか。

事業者 嫌だと言っているものを一方的に押しつけるのではなく、よいと言ってもらえるように、例えば風車の配置を整えるなど、見え方に工夫を施すことも考えられる。夕日と相まって、秋田にしかない風車を背景にした風景となることも考えられるため、いろいろな可能性を検討し、それ示すことで同意してもらえるように進めたいと考えている。

委員 風車を建てることによって景観資源が売り物になり、他県からも見に来るものになるようアイデアを出していただきたい。

事業者 承知した。

委員 関係市町村長からの意見の中で、宮沢海水浴場や釜谷浜海水浴場で漂砂の影響が懸念されるため、調査を行うかどうかを十分に検討して欲しいという意見があったかと思うが、それに対する現時点での事業者の方針をお聞かせいただきたい。

事業者 漂砂については今後、しっかり検討し、意見に対してどう対応するか考えていきたい。洋上に風力発電機を設置する場合、基礎周りの海流の変化は少なからずあると思われるが、基礎の周りには洗掘防止工として石を積むなどし、砂が動かない配慮をするため、広い範囲に渡って砂が大きく動くことは現時点では想定していない。今後、しっかり考えていきたい。

委員 方法書の段階で考慮する事項に入ってくるのか。

事業者 何らかの形で、方法書の中で示したいと考えている

委員 個別の項目について、方法書以降の調査・予測及び評価の結果を踏まえてと記載があるが、方法書以降というのは方法書を作成した以降となるのか、それとも方法書を作成するまでという意味か。

事業者 実際の調査結果や予測・評価の内容を示すのは準備書となる。その手法を検討するのが方法書となるため、方法書以降という記載としている。

事業者 現段階では配慮すべき事項を整理し、方法書段階で、ある程度工事計画を踏まえた上で、具体的に影響が想定される項目について調査方法を示し、その後、現地調査を行い、その結果を踏まえて計画を練ることになる。

事務局 方法書の段階で調査の方針が示され、その方針に基づいて調査を行うこととなる。実際に事業者がどのような調査を行うかについては、方法書が作成される段階で具体的に示されることになる。

委員 その時点では機種や基数は固まっていると考えてよいでしょうか。

事業者 当然絞るが、確定したものを提出できるかは現時点では回答できない。もし複数案があれば、最大の影響が見込まれるものについて、評価する手法を示すことになる。

委員 方法書手続きを急ぐ必要はないと思われる。計画が確定してから、方法

書を提出すべきではないか。

事業者 方法書として提出するものが意味のないものであれば、それは当然あつてはならないと考える。意味のある複数案を示せるという判断ができれば、それらを提出したいと考えている。

委員 なるべく複数案ではなく、ほぼそのとおり計画が進むといった段階まで熟度を高め、調査・予測・評価したものを審査することが望ましいと考える。そうでなければ、再審査もありえると思われるため、熟度を高めた上で提出していただきたい。

事業者 方法書で示した調査手法で影響の予測・評価を行っていくが、その中で環境影響を低減する措置を検討することになる。検討の中で配置も機種も変わる可能性があるため、その点については御理解いただきたい。方法書で配置や機種を確定させることは、現実的には難しいと考えている。

事務局 方法書段階での案があるはずであり、できるだけ熟度を高めた上で提出するよう、事務局としても求めていきたい。ただ、実際に調査・予測・評価を行った結果、環境影響を低減するために配置を多少ずらすといったことはあり得るため、できるだけ最終的なものを提出するよう他事業者も含め、求めていきたい。

委員 再審査ということにもなりかねないため、なるべく熟度をあげたものを提出するようにしていただきたい。

事業者 承知した。

委員 絶滅危惧種のコヤマコウモリが今年の 7 月に北海道の風力発電所の周辺で死体で 4 個体見つかっている。この種は絶滅危惧種 IB で、非常に重要な種に入ると思われるが、本配慮書を見る限り、調査の対象には含まれていないように見受けられる。当該種は国内でも 30 個体しか見つかっていないような貴重な種だが、北海道で風力発電所の羽にぶつかって死んだと考えられている。この種は北海道ではあまり存在しないと言われているが、秋田でも見つかる可能性があるため、調査の対象に含めるべきと考えるが、いかがか。

事業者 現時点では現地調査を予定しており、そこで見つかった種を対象に予測、

評価を行うこととしている。文献が全てではないと認識しており、専門家の意見等も踏まえ、過不足がないように対応していきたいと考えている。

委員

今後、調査対象に含める可能性があるということか。

事業者

文献の調査結果としては、含まれなかったことになる。

委員

重要な種で、あまり調査されていない種であるため、今後、留意していただきたい。

事業者

承知した。